

中外新聞

外篇

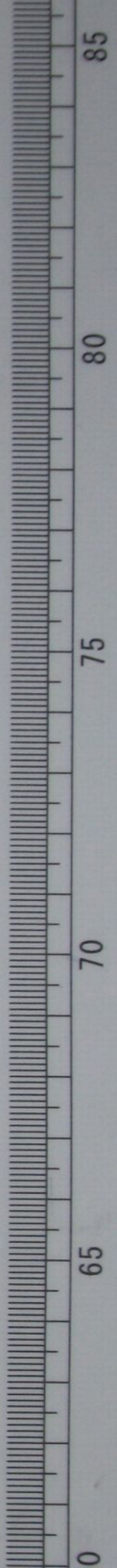
十三



定價每五分

西垣文庫

文庫 10
7328
13



特文庫10
7328
13



中外新聞外篇卷之十三

慶應四年五月

○横濱新聞ヘラルド三百廿九号抄出

方今窃^{いさ}ニ新政府の形状を察するに近き或ハ變動を引起
まぶき徴候あり但其事変ハ北方連盟の兵ニ迫らるる故
ニ生るる歎黨中の不平私闘より敗るる歎自然事の調^{しら}ぎ
より大瓦解^{ぐん}ニ及ぶ歎何れも又日本政体の一改革の
時機^{とき}ニ至ると考へり既ニ京坂の騒動^{さわうど}を去る事遠^{とほ}し
いへども猶新港新市の光景^{あかり}淋^{しみ}しくして貿易繁盛^{わういさはんせい}ニ赴^{おもむ}くべ
き見込更^{さら}ニあり其他巨商富戸の輩^{ともがら}只異変^{いへん}の生せん事を日



よ恐まて暫時も安心ありと云へり
又茲又一の憂ふを事たり即今に至りても猶日本人の外
国人を襲撃する悪習是あり既に此間大坂よかいて一人襲
むれり事たり併其の幸ひは六竅銃を携へ居て敵り
向ひ打ちけり故危く其場を逃る事を得り又一兩
日前よりフレイといふ蘭人戸部よおいて切掛られ深手数ケ
所を負ひて苦痛甚敷多死に至るべしと云但相手も其場
を逃ぐる行衛ハ知と云といへとも市中取締役其家族を召
捕り尽く入牢せりめり

當月第七日 四月廿三日 飛脚船にて仙の新ニストルオウトライ

君到着を則此人も嘗て大気力の事たりて有名あり
者あり今茲も其事跡を説くといへども今此危急困難の
際よ當りて任し来たるを以て宜く非常の人物ある事を察
せしきあり依て前ニストルロセス君を次の飛脚船よ乗
組當港を出帆を但此人も亦一箇の人物ありしが惜哉貿易
上の事よ至りて大に我等の説と違ふ事多り併我輩決
して其人とありを信用せざるよ非ぞ却て反對の事論より
して信仰を増し事も亦多りき此君今方よ當港を去らん
と云るよ至りて尊敬の念離別の情敢て止む事能はざる
あり此度新ニストル附属のそのハ秘書官ゼコムテギユス

タフデモンテベロ周旋方ゼコムテタッセルデバーレン并通
弁方エムポールロウセト来リ

○増上寺大僧正より使者を以て

大振督府へ駿城より差出相成に歎願書

徳川□□累年在洛

朝廷を尊奉忠誠尽力に在り裁に承知仕居に処不容易に
蒙 山沙汰東叡山より於て恭順謹慎に在奉仰 朝裁居に処
此度為に追討に進発に在に趣□□かいてに奉恐入に候
そ中迄も無之東国の士民騷擾日夜困惱實以て難忍見聞素
より□□重くの不束故奉^上愆

宸襟に山場合に至り今更先非後悔唯々深重恐縮の外無之
只管山詭奉^上上のり山座に然る処 朝政に一新殊々
御所表よりかいて山大礼に為行且

先帝様一周に忌に法會に為濟大赦に仰出に折柄徳川祖宗
以来勤 王報国の微衷に照察に成下何卒出格の 山仁恵
を以て寛大の山處置に成下度右振奉歎願にも當寺并諸檀
林の候に徳川祖宗より二百年來檀越の由緒浅うに即今
切迫の愁態傍觀難仕不顧恐慮愚老始り一同奉歎願に幾重
山慈憐の山沙汰奉願上以上

辰二月

○板倉伊賀守歎願書

今度の謝罪のため東叡山へ
山退居の謹慎を為在に段々
仰出誠に以て日夜泣血悲歎の外無座の右の次第又至り
いも畢竟勝静不肖の身は是迄重職在に補翼の道行届
りざり故の儀と別て不堪恐懼奉存に就てハ勝静後ハ謹責
を成下 主家の寛典を為處に私偏に奉懇願に此段可然
の執成の程伏て奉歎願に以上

三月二日

板倉勝静

右三月初旬一橋公駿府へ山越の節山同人へ就き
大総督軍門へ歎願を致し由此書付ハ多分田安殿迄は差

出のあり

○再度歎願書

謹て奉言上の今度関東へ山退討使の差向に人数追くと山到
着相成の趣奉敬承恐懼悲歎の外無座に就てハ當地又在
在に者深く奉恐入に又付日光山宿坊へ退去尚又逼塞謹慎
を在に何卒奉歎願置に次第に諒察を成下ハ沙汰の程奉待
に此段宜敷の執成の程奉歎願に誠恐敬白

三月九日

板倉勝静

下恐奉歎願に主人松叟儀此度の事件より

朝敵との奉蒙 此沙汰一同奉恐入の松叟儀素々尊
王の儀ハ厚相心得存在聊奉對
朝廷異心無座役追々奉歎願置の次第ハ座ハ處今度當
地ハ追討使の差向ハ人数追々ハ到着相成の趣奉敬承松
叟儀ハ勿論私共ハ於ても驚愕涕泣の外無座ハ就てハ當
地ハ存存在ハて奉恐入の次第ハ座ハ日光山宿坊ハ一
同退去謹慎存在ハ毎々奉歎願恐入の儀ハ座ハへども
臣子の情態幾重ハ座ハ憐察ハ成下兼て奉歎願置の次才
何卒存為 岡召届格別の 此慈悲を以て寛大の此沙汰
仰出ハ松只管奉歎願ハ誠恐々頓首敬白

板倉松叟家老

齊藤 齋

板倉内匠

三月九日

右ハ官軍江戸表へ進入ハ相成ハ趣岡及ぐれ前同松一橋公
ハ就て歎願致され且徳川家へも日光山へ退慎の趣き届
ハ相成ハ

○長洲侯の建白

微臣誠恐誠惶顛首ハ愚衷を奉建言ハ徳川□□儀去
正月中恐多く奉對 輦下発砲仕ハハ反跡昭然
天兵を下ハ追討ハ 仰付ハ不賞日不移時賊兵を平治仕

□□坂城を棄て東道いづるに奈の官軍戎馬の功とをやぶ
ぶつ天威の不可犯よりの後と奉存は是より京坂を初め五
畿七道の民庶岷隸に至る迄 皇恩聖澤を奉仰王政の一新
は罷成恩威の両立は為在無限の由聖徳回天の由盛舉は由
座の□□追討の王師の差下り付諸道の總督は差遣兵馬
總轄の大節を以て 親王への委任は為成海陸の諸道より
進襲仕の処王師の到る処兵刃を蒙らば一月を過ばし東
北の諸藩皆王師に帰降仕□□も深く朝敵の大罪に陥りし
事を恐と恭順の道を守り臣子の手を知り謹て王裁に随ひ
首城を用き兵器軍艦を差上去四月十一日江戸を引退き水

戸へ逼塞仕の故王師の敵をぐらざるを存は故に可有之然
とども関東鄙倍の者共に至りては正理適順の法を不存
只の家康以来の旧恩に狃り非義の義に因り不忠の忠を甘
し禁大吠堯の所業に及ひ可なり難計の所□□一身の覚悟
を以て鎮静仕に趣恭順の实行相貫き愈以て王師の由武威
赫々相顕といはれは座の此上の早く□□謝罪の状を寛納
は為在格別寛大の由處置は 仰出解兵相成に松追討大総
督へ聖勅を賜りしは後可然奉存は然る時の恩威並行と王政
の回業の大本大基も相立 皇国太平不朽の全策は可有由
座は三月以来王師東北三道より江戸へ進み今以屯集は在

殊々関東より奥羽に掛け天險の地へ深入仕地利をも不相
弁永陣仕にて如何可有之哉孤軍を以て客地に臨み兵を
野に老しに候ハ兵家の大禁と承り及ひ以万一□□の家臣
とも□□恭順の道行届鎮靜存在にても寛大の處置不
仰出を徳川の家名全く断絶可を仰付 敵愾と存し誤り決
死一戦と決議しつゝ窮鼠却て噬猫の諺又類し王師又抗戦
可致我も難計以此時又當り王師の銳鋒を以て反賊共一
平治仕百戦百勝の上巢穴を抜に候成算座以共彼我の
間千万の生命を墮し無幸の民を以て兵火の難又罹らせ
てハ幸上億兆の民に愛撫の聖意も相戻り可申候いん

や戦ひの勝敗を預り期をきき等々無之天時地理の得失
より若し王兵不利の事とも座以てハ是迄の武徳をけ
がしにのみあはれ王政は一新の由鴻圖も関係仕可申と
痛心存在に右の候よ以得バ寂前微臣 により内奏仕に如
く□□へ采地を下置天下侯伯の首領と仰付られ候□□
家臣共も聖恩の廣大に感激仕愈聖業を補佐仕に相違有
之間敷且ハ家康以来二百五十年の間京師へ奉對勤勞仕に
廉も相立一挙して関東奥羽は一向の由成業も可有座以
即今奥羽の間會津庄内の頑民共聖諭の廣大あるを不存王
化も不服より兵機を動しに徒も有之一層も 敵愾を以て為

脳（まが）は後（のち）に奉承知（ほうじょうち）は是等の頑民共ハ□□ハ處置相定以上ハ
兵器（へいき）を抛（な）て 皇威（すうゑ）は降伏（かうふく）可仕ハ必定（びじやう）の儀（ぎ）ハ以（もつ）鴻業（こうぎやう）の成否
得失（とくしつ）全（ぜん）く今日の儀（ぎ）一挙（いつきよ）は拘（か）り以（もつ）万微臣（ばんゑいじん）の献言（けんげん）ハ嘉納（か）は為
在（あ）りて ■ 地下伏（ぢかふく）鉞（せん）以（もつ）ても幸甚（さいじん）ハ座（ざ）以（もつ）味死（みじ）ハ奉
奏（そう）同（どう）ハ誠恐（まことおそ）誠惶頓首（まことけうとんしゆ）ハ

辰四月

■ 臣某

此建白書ハ京師（けいし）の友人より寄贈（きよくわう）を長州侯（ちやうしゆ）の建白（けんぱく）ある
よを言越（ことごと）たり

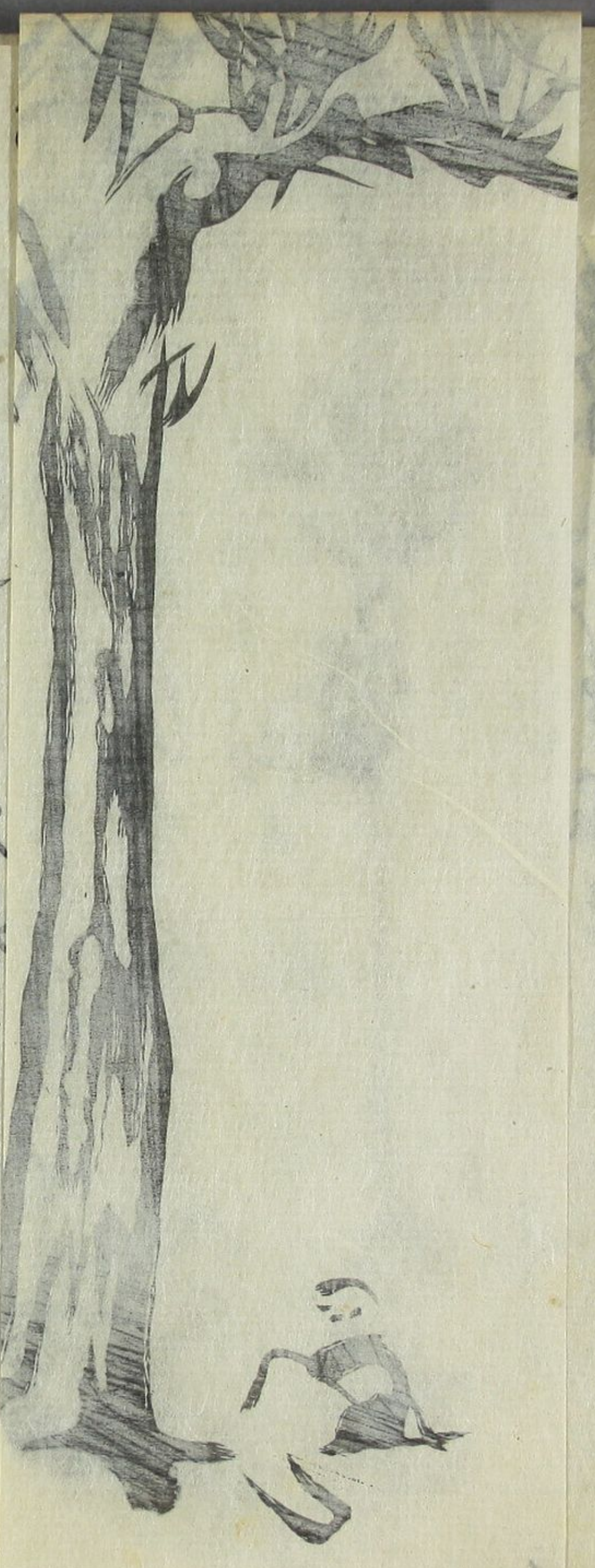
この儀一々の松樹（しょうじゆ）ありて
ひそそ一のまなをそ松樹（しょうじゆ）を
もありありそ結（むす）すまを
何れありありそ松樹（しょうじゆ）を
ひそそ一のまなをそ松樹（しょうじゆ）を

その因（いん）は

松樹（しょうじゆ）を
松師（しょうし）の
松師（しょうし）の

松師（しょうし）の

Reverse side of page 10



10

